

議案第103号

飛騨市市営住宅条例等の一部を改正する条例について

飛騨市市営住宅条例等の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

令和4年9月6日提出

飛騨市長 都 竹 淳 也

提案理由

特定優良賃貸住宅の供給の促進に関する法律施行規則の改正に伴う改正

飛驒市市営住宅条例等の一部を改正する条例

(飛驒市市営住宅条例の一部改正)

第1条 飛驒市市営住宅条例(平成16年飛驒市条例第217号)の一部を次のように改正する。

第52条第1号中「含む。)」の次に「又は里子(児童福祉法(昭和22年法律第164号)第27条第1項第3号の規定により同法第6条の4に規定する里親に委託されている児童をいう。)」を加える。

(飛驒市特定公共賃貸住宅管理条例の一部改正)

第2条 飛驒市特定公共賃貸住宅管理条例(平成16年飛驒市条例第220号)の一部を次のように改正する。

第2条第3号を同条第4号とし、同条第2号中「第1条第3号」を「第1条第4号」に改め、同号を同条第3号とし、同条第1号の次に次の1号を加える。

(2) 同居親族等 現に同居し、又は同居しようとする親族(婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者及び婚姻の予約者を含む。)

又は児童福祉法(昭和22年法律第164号)第27条第1項第3号の規定により同法第6条の4に規定する里親に委託されている児童をいう。

第7条第1項第2号中「現に同居し、又は同居しようとする親族(婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者及び婚姻の予約者を含む。)」を「同居親族等」に改める。

(飛驒市地域優良賃貸住宅管理条例の一部改正)

第3条 飛驒市地域優良賃貸住宅管理条例(平成21年飛驒市条例第50号)の一部を次のように改正する。

第2条第9号中「同居する親族」を「同居親族等」に改め、同号を同条第10号とし、同条第8号中「同居する親族」を「同居親族等」に改め、同号を同条第9号とし、同条第7号中「同居する親族」を「同居親族等」に改め、同号を同条第8号とし、同条中第6号を第7号とし、第5号を第6号とし、同条第4号中「同

居者」を「同居親族等」に改め、同号を同条第5号とし、同条第3号を同条第4号とし、同条第2号中「第1条第3号」を「第1条第4号」に改め、同号を同条第3号とし、同条第1号の次に次の1号を加える。

- (2) 同居親族等 現に同居し、又は同居しようとする親族（婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者及び婚姻の予約者を含む。）又は児童福祉法（昭和22年法律第164号）第27条第1項第3号の規定により同法第6条の4に規定する里親に委託されている児童をいう。

第7条第3号中「現に同居し、又は同居しようとする親族（婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者及び婚姻の予約者を含む。）」を「同居親族等」に改め、同号ただし書中「同居親族」を「同居親族等」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

(第1条) 飛騨市市営住宅条例新旧対照表

(傍線部分は改正部分)

現 行	改正案
<p>目次 略</p> <p>第1条～第51条 略</p> <p>(入居者資格)</p> <p>第52条 第50条の規定により、市営住宅を使用することができる者は、第6条の規定にかかわらず、次の条件を具備する者でなければならない。</p> <p>(1) 所得が中位にある者でその所得が特定優良賃貸住宅の供給の促進に関する法律施行規則（平成5年建設省令第16号。以下「特定優良賃貸住宅法施行規則」という。）第6条に定める基準に該当するものであって、自ら居住するため住宅を必要とするもののうち、現に同居し、又は同居しようとする親族（婚姻の届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者その他婚姻の予約者を含む。） _____</p> <p>_____があるもの</p> <p>(2) 略</p> <p>以下 略</p>	<p>目次 略</p> <p>第1条～第51条 略</p> <p>(入居者資格)</p> <p>第52条 第50条の規定により、市営住宅を使用することができる者は、第6条の規定にかかわらず、次の条件を具備する者でなければならない。</p> <p>(1) 所得が中位にある者でその所得が特定優良賃貸住宅の供給の促進に関する法律施行規則（平成5年建設省令第16号。以下「特定優良賃貸住宅法施行規則」という。）第6条に定める基準に該当するものであって、自ら居住するため住宅を必要とするもののうち、現に同居し、又は同居しようとする親族（婚姻の届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者その他婚姻の予約者を含む。） <u>又は里子（児童福祉法（昭和22年法律第164号）第27条第1項第3号の規定により同法第6条の4に規定する里親に委託されている児童をいう。）</u> _____があるもの</p> <p>(2) 略</p> <p>以下 略</p>

(第2条) 飛騨市特定公共賃貸住宅管理条例新旧対照表

(傍線部分は改正部分)

現 行	改正案
<p>第1条 略 (定義)</p> <p>第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) 略</p> <p>— _____ _____ _____ _____</p> <p>(2) 所得 特定優良賃貸住宅の供給の促進に関する法律施行規則(平成5年建設省令第16号。以下「省令」という。) <u>第1条第3号</u>の規定により算出した額をいう。</p> <p>(3) 略</p> <p>第3条～第6条 略 (入居者の資格)</p> <p>第7条 特定公共賃貸住宅に入居しようとする者は、次に掲げる要件を満たす者でなければならない。</p> <p>(1) 略</p>	<p>第1条 略 (定義)</p> <p>第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) <u>同居親族等</u> 現に同居し、又は同居しようとする親族(婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者及び婚姻の予約者を含む。)又は児童福祉法(昭和22年法律第164号) <u>第27条第1項第3号の規定により同法第6条の4に規定する里親に委託されている児童をいう。</u></p> <p>(3) 所得 特定優良賃貸住宅の供給の促進に関する法律施行規則(平成5年建設省令第16号。以下「省令」という。) <u>第1条第4号</u>の規定により算出した額をいう。</p> <p>(4) 略</p> <p>第3条～第6条 略 (入居者の資格)</p> <p>第7条 特定公共賃貸住宅に入居しようとする者は、次に掲げる要件を満たす者でなければならない。</p> <p>(1) 略</p>

(2) 現に同居し、又は同居しようとする親族（婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者及び婚姻の予約者を含む。）があること。ただし、単身住宅に限っては単身入居を認めるものとする。

(3)～(5) 略

2 略

以下 略

(2) 同居親族等

_____があること。ただし、単身住宅に限っては単身入居を認めるものとする。

(3)～(5) 略

2 略

以下 略

(第3条) 飛騨市地域優良賃貸住宅管理条例新旧対照表

(傍線部分は改正部分)

現 行	改正案
<p>第1条 略 (定義)</p> <p>第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) 略</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>(2) 所得 特定優良賃貸住宅の供給の促進に関する法律施行規則(平成5年建設省令第16号。以下「省令」という。) <u>第1条第3号</u>の規定により算出した額をいう。</p> <p>(3) 略</p> <p>(4) 子育て世帯 <u>同居者</u> に18歳未満の者がいる世帯をいう。</p> <p>(5) 略</p> <p>(6) 略</p> <p>(7) Uターン者世帯 本市出身者で、市外に転出し就職した後本市に転入をし、又は転入を予定しているものであり、かつ、市内に</p>	<p>第1条 略 (定義)</p> <p>第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) <u>同居親族等</u> 現に同居し、又は同居しようとする親族(婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者及び婚姻の予約者を含む。)又は児童福祉法(昭和22年法律第164号) <u>第27条第1項第3号</u>の規定により同法第6条の4に規定する里親に委託されている児童をいう。</p> <p>(3) 所得 特定優良賃貸住宅の供給の促進に関する法律施行規則(平成5年建設省令第16号。以下「省令」という。) <u>第1条第4号</u>の規定により算出した額をいう。</p> <p>(4) 略</p> <p>(5) 子育て世帯 <u>同居親族等</u> に18歳未満の者がいる世帯をいう。</p> <p>(6) 略</p> <p>(7) 略</p> <p>(8) Uターン者世帯 本市出身者で、市外に転出し就職した後本市に転入をし、又は転入を予定しているものであり、かつ、市内に</p>

において再就職し、又は再就職を予定しているものであって、同居する親族がいるものをいう。

(8) Iターン者世帯 本市以外の出身者で、本市に転入をし、又は転入を予定しているものであり、かつ、市内において就職をし、又は就職を予定しているものであって、同居する親族がいるものをいう。

(9) 若年者層世帯 40歳未満の者であって、同居する親族がいるものをいう。

(入居者の資格)

第3条～第6条 略

第7条 地域優良賃貸住宅に入居しようとする者は、次に掲げる要件のすべてを満たす者でなければならない。

(1)・(2) 略

(3) 現に同居し、又は同居しようとする親族（婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者及び婚姻の予約者を含む。）があること。ただし、第1号イ及びキに該当する者については、この限りでない。また、同居親族 がない者の居住の用に供する地域優良賃貸住宅（以下「単身用」という。）の入居については、同居親族 がない者による単身での入居を認めるものとする。

(4)～(6) 略

以下 略

において再就職し、又は再就職を予定しているものであって、同居親族等 がいるものをいう。

(9) Iターン者世帯 本市以外の出身者で、本市に転入をし、又は転入を予定しているものであり、かつ、市内において就職をし、又は就職を予定しているものであって、同居親族等 がいるものをいう。

(10) 若年者層世帯 40歳未満の者であって、同居親族等 がいるものをいう。

(入居者の資格)

第3条～第6条 略

第7条 地域優良賃貸住宅に入居しようとする者は、次に掲げる要件のすべてを満たす者でなければならない。

(1)・(2) 略

(3) 同居親族等 _____

_____があること。ただし、第1号イ及びキに該当する者については、この限りでない。また、同居親族等がない者の居住の用に供する地域優良賃貸住宅（以下「単身用」という。）の入居については、同居親族等がない者による単身での入居を認めるものとする。

(4)～(6) 略

以下 略

条例関係議案要旨

議案名	飛騨市市営住宅条例等の一部を改正する条例について
担当部	基盤整備部
提案理由	特定優良賃貸住宅の供給の促進に関する法律施行規則の改正に伴う改正
制定改廃の根拠等	「特定優良賃貸住宅の供給の促進に関する法律施行規則の一部を改正する省令」（令和4年国土交通省令第14号）により、特定優良賃貸住宅の供給の促進に関する法律施行規則（平成5年建設省令第16号。以下「省令」という。）が改正されたことに伴い、関係条例の改正を行うもの。
条例の概要	<p>【改正の趣旨】</p> <p>近年の家族の多様化を踏まえ、特定優良賃貸住宅等の入居者資格（同居親族要件）に新たに入居できる者を追加するための省令改正が行われたことに伴い、同様に入居者資格を定める本市関係条例について所要の改正を行うもの。</p> <p>【改正の対象となる条例】</p> <p>(1) 飛騨市市営住宅条例（第1条）</p> <p>(2) 飛騨市特定公共賃貸住宅管理条例（第2条）</p> <p>(3) 飛騨市地域優良賃貸住宅管理条例（第3条）</p> <p>【改正の内容】</p> <p>① 入居者資格の拡大</p> <p>同居親族要件は、民法第725条に規定する親族（六親等内の血族、配偶者、三親等内の姻族）のほか、婚約者、内縁関係にある者としていたが、改正省令に合わせ、新たに児童福祉法第6条の4に規定する里親に委託されている児童（里親制度における里子）を同居親族に準ずる者として追加するもの。</p> <p style="text-align: right;">((1)の第52条、(2)の第2条、(3)の第2条関係)</p> <p>② 定義規定の変更</p> <p>改正省令に合わせ、定義規定の改正を行うもの。</p> <p style="text-align: right;">((2)の第2条、(3)の第2条関係)</p>

資料

市民への 影響等	該当する者にとって有利となる改正 現時点での該当者なし
施行日	公布の日
備考	